

定例選挙管理委員会議事録

下記のとおり定例選挙管理委員会を開催したので、議事の要旨について記録する。

1. 日 時 令和6年8月19日（月）、9時30分～11時20分
2. 場 所 半田市役所 3階 会議室301
3. 出席者 （委員長）前田早苗
（委員）成田吉毅、尾前宣男、服部裕子
（事務局）石島書記長、竹内書記、木原書記
4. 議 題 (1)選挙人名簿（在外選挙人含む）の登録者数について
(2)その他
政治活動用ポスターの掲示期間等の制限に伴う警告事務処理要綱（案）について
次回、次々回選挙管理委員会について 他

【議事】

委員長	委員会の開催宣言。 議題(1)「令和6年5月29日開催の定例選挙管理委員会議事録について」事務局に説明を求めた。
事務局	「令和6年5月29日開催の定例選挙管理委員会議事録について」説明した。
委員長	事務局の説明に質問、意見等がないか確認した。
委員	誤字等について指摘。
事務局	訂正する。
委員長	これ以外に指摘等ないことを確認し、事務局作成の議事録について、承認することを決定した。 半田市選挙管理委員会規程第14条に基づき、5月29日分は尾前委員を署名者として指名した。 議題(2)「選挙人名簿（在外選挙人含む）の登録者数①～③について」事務局に説明を求めた。
事務局	「選挙人名簿（在外選挙人含む）の登録者数①～③」を順に説明した。 まず、①選挙人名簿登録者数については、資料にまとめた内訳を提示し、令和6年3月1日現在の定時登録の際の登録者数を基準にして比較。168人減少し、令和6年9月1日基準日（暫定）における選挙人名簿登録者数は、男47,886人、女47,383人、合計95,269人である旨を説明。 次に、②在外選挙人名簿登録者数について、6月1日現在の登録者数から増減はなく、9月1日登録時における在外選挙人名簿登録者数は、男22人、女37人、合計59人である旨を説明。 次に、③定時登録に伴う告示について、半田市選挙管理委員会告示により、令和6年9月1日現在において、以下の請求に必要な選挙権を有する者の数について説明した。 1. 地方自治法の規定による直接請求 1,906人 2. 市町村の合併の特例等に関する法律の規定による合併協議会設置の請求 15,879人 3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による解職請求 31,757人 以上を説明し、承認を求めた。

	選挙人名簿については、本定例会から9月1日までの間で死亡による抹消や帰化による登録があることにより、資料に記載の数値とずれが生じることから9月2日に委員に連絡し、了承を得ることとする。 【令和6年9月1日基準日】※後日委員に承認を得たもの ① 選挙人名簿 男 47,859 人 女 47,352 人 合計 95,211 人 ② 在外選挙人名簿 男 22 人 女 37 人 合計 59 人 ③ 定時登録に伴う告示 1. 地方自治法の規定による直接請求 1,905 人 2. 市町村の合併の特例等に関する法律の規定による合併協議会設置の請求 15,869 人 3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による解職請求 31,737 人
委員長	事務局の説明について、質問、意見等がないか確認した。
委員長	意見等はないため、議題(1)について、事務局説明のとおり承認することを決定した。 次に、議題(2)「その他」について、事務局に説明を求めた。
事務局	下記の点について資料等で説明。 ○政治活動用ポスターの掲示期間等の制限に伴う警告事務処理要綱(案)について 政治活動用ポスターの事務手続きを明確化するために、神奈川県川崎市の要領を参考に作成した。選挙管理委員会には、公職選挙法に規定がある場合(※)を除き、違反の事実を調査認定する権限がないため、取締当局(半田警察)と連携を図っていく必要があることから、今後本案について協議していく。 ※選挙事務所の閉鎖命令(134条)、文書図画の撤去(147条)、政談演説会及等の文書図画の撤去(201条の11)、選挙運動の期間前に撤去されたポスターの撤去(201条の14) ○明るい選挙ポスター審査について 令和6年9月5日(木)に大会議室で実施(委員の参加は任意)することを確認した。
委員長	質問、意見等がないか確認した。
委員全員	質問、意見等なし。
委員長	次回及び次々回の定例選挙管理委員会について 次回の委員会については、令和6年11月27日(水)午前9時30分から、3階会議室305で開催すること 次々回の委員会については、令和7年2月18日(火)午前9時30分から、会議室303で開催すること、について確認した。 委員会の閉会宣言。

上記議事録に相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

委員長 _____

委 員 _____